

小美玉市条例第27号

小美玉市新まちづくり構想実施計画策定委員会設置条例を廃止する条例をここに公布する。

令和8年6月23日

小美玉市長

島田幸三

小美玉市条例第 27 号

小美玉市新まちづくり構想実施計画策定委員会設置条例を廃止する条例

小美玉市新まちづくり構想実施計画策定委員会設置条例（令和 7 年小美玉市条例第 1 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（小美玉市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 小美玉市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年小美玉市条例第40号）の一部を次のように改正する。
別表小美玉市新まちづくり構想実施計画策定委員会委員の項を削る。

小美玉市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年小美玉市条例第40号)新旧対照表 【附則第2項関係】

改正案				現行			
別表(第1条、第3条関係)				別表(第1条、第3条関係)			
職名		報酬額	旅費の額 (相当する額)	職名		報酬額	旅費の額 (相当する額)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
公共施設等 マネジメント推進委員会委員	委員長	日額 15,000円	〃	公共施設等 マネジメント推進委員会委員	委員長	日額 15,000円	〃
	委員	日額 5,000円			委員	日額 5,000円	
小美玉市長等政治倫理審査会		日額 10,000円	〃	小美玉市新まちづくり構想実施計画策定委員会委員		日額 5,000円	〃
(略)		(略)	(略)			ただし、現職の弁護士、公認会計士、税理士、大学の教授又は准教授等、高度な専門的知識及び経験を有する者にあつては、15,000円	
				小美玉市長等政治倫理審査会		日額 10,000円	〃
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)